

文部科学大臣
萩生田 光一 殿

一般社団法人日本私立大学連盟
会 長 長 谷 山 彰

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うグローバル化対応への要望

世界的な新型コロナウイルスの拡大は、高等教育に大きな影響を及ぼしています。現在、世界の主要大学は、この危機を乗り越え、交換留学や共同研究などをこれまで以上に推進するために、高度な教育研究のオンライン化に取り組んでいます。とりわけ教育の実践の場である授業の手法はオンライン化され、今後、この流れは世界レベルで加速していくことが予想されます。国際共同研究の成果は大学ランキングにも直結するところであり、この流れに乗ることができなければ、わが国の大学は国際化に取り残されてしまいます。そのような事態を招かないためにも、国は教育を最重要政策として捉え、ICT化に対する手厚い財政支援とそれを妨げる規制を見直すことが求められます。

また、大学における留学生の現状は、新入生への就学ビザ発行業務が停止しているのみならず、既に在留資格を有する在校生さえも再入国ができないままとなっています。招聘された外国人教員が、再入国の制限があるために母国の家族を見舞えないという事態も生じています。国内の経済や人の動きが再開するなか、政府においては、商用渡航について一部の国に限って出入国制限を緩和する方向とされていますが、大学教育の国際化を推進する上でも、このような留学生や教員及び研究員については特例措置を設けていただくことを要望します。

グローバル化の鍵は大学教育であり、学部学生の約8割の教育を担う私立大学は時代の変化に対応した改革を進めていかななくてはなりません。また、大学における国際教育振興の必要性に疑問の余地はなく、少子高齢化が急速に進むわが国の将来は、海外の優秀で多様な人々との共栄共存を抜きには語れません。

大学のグローバル化を推進するため、喫緊の課題として以下の事項について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 大学のオンライン化を推進するための規制緩和

- (1) 大学設置基準第32条第5項では、卒業の要件として、修得すべき単位に係る遠隔授業の方法により修得する単位数の上限（60単位）が規定されている。遠隔授業については、本年度特例として認められている一定の基準※を授業の質の担保として、単位数の上限（60単位）を緩和していただきたい。
- (2) 大学設置基準第37条及び同条の2では、校地・校舎の面積に関する基準が示されているが、校地・校舎面積の物理的空間としての規制は、オンライン教育の普及・拡大の実情にもはやそぐわない。この基準の撤廃、あるいは緩和をお願いしたい。

2. 留学生等に関する入国等の緩和

- (1) 感染等の確認を行った上で、既に在留資格を持つ留学生（在校生）及び外国人教職員の再入国を速やかに認め、彼らの教育及び研究の機会の継続を担保していただきたい。また、わが国に招聘され任期が満了となった外国人教員や研究員が、そのままわが国に立ち止めとなっており、自国に戻れないケースがあるため、出国要件の緩和をお願いしたい。
- (2) 各国の日本大使館における留学生（新入生）及び新規採用外国人教職員のためのビザ申請手続き業務を速やかに再開していただきたい。

※文科省通知「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A」の「問17」に示された、①指導計画（シラバス等）の下に実施、②オンライン上での出席管理、確認的な課題の提出、③大学として個々の授業の実施状況を把握